

社会福祉法人五常会 経営会議に関する運営指針（案）

（趣旨）

第1条 この運営指針は、組織および役員等の資格・職務権限等に関する規程に基づき、社会福祉法人五常会の経営に係る基本事項について協議し、理事会および意思決定部門に対し意見具申するために経営会議を設置するが、その運営に関し必要事項を定めるものである。

（構成）

第2条 経営会議は、理事長、事務局長、理事長が指名する役員、一五戸共栄会事務局長、拠点長、施設長、拠点事務部長および本部職員により構成される。

（開催）

第3条 経営会議は、原則として1月、4月、7月、及び10月下旬の年4回開催するものとし、開催10日前までに理事長が招集する。なお Web ベースの開催も可能とする。

（議長）

第4条 経営会議の議長は、理事長または事務局長がこれに当たる。

（審議事項）

第5条 法人経営の基本にかかわる下記事項について事務局等からの報告・提案を踏まえ検討協議し、要すれば理事会への意見具申と執行部門への指示を行う。

- 1) 理事会付議事項について
- 2) 事業計画の進捗状況およびその問題点と対策について
- 3) 本部の主要施策の進捗状況とその問題点と対策について
- 4) その他法人運営に関する重要事項について

（事務および議事録作成）

第6条 法人事務局にて議事録を作成するとともに、事務を処理する。

（本指針の改廃）

第7条 この指針の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この指針は、令和6年2月1日に遡及し施行する。